

福岡町都市計画マスタートップラン

魅力と活力を備えた
ゆとりとうるおいのあるまち
福岡



平成15年3月

福岡町

目 次

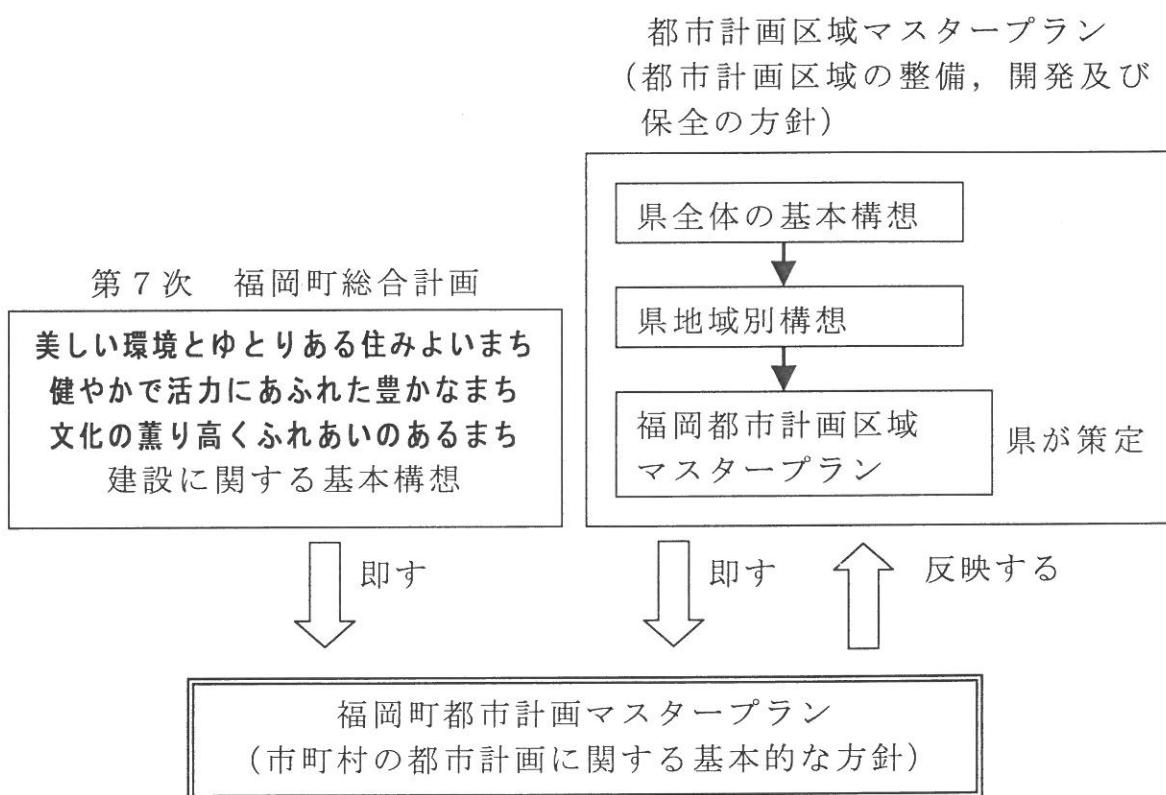
序 章	調査の大綱
序-1	調査の目的 ----- 1
序-2	目標年次 ----- 1
序-3	作業フロー ----- 2
第 1 章	都市の現状
1-1	位置と地勢 ----- 3
1-2	歴史的変遷 ----- 4
1-3	人口 ----- 5
1-4	産業 ----- 11
1-5	土地利用 ----- 13
1-6	建物状況 ----- 16
1-7	緑とオープンスペース ----- 17
1-8	都市施設等 ----- 20
1-9	交通体系 ----- 23
1-10	施設現況 ----- 27
1-11	アンケートの結果 ----- 29
1-12	現況のまとめ ----- 32
第 2 章	上位計画及び関連計画
2-1	上位計画 ----- 33
2-2	関連計画 ----- 38
第 3 章	問題点の抽出と課題の設定
3-1	現況の整理と問題点の抽出 ----- 45
3-2	問題点の抽出と課題の設定 ----- 46
第 4 章	全体構想
4-1	将来ビジョン ----- 47
4-2	ビジョンの設定 ----- 49
4-3	将来フレームの設定 ----- 53
4-4	将来都市構造 ----- 55
4-5	都市整備の方針 ----- 64
第 5 章	地域別構想
5-1	地域区分の設定 ----- 75
5-2	地域別特性 ----- 76
5-3	地域別の問題点と課題 ----- 82
5-4	地域別まちづくり構想 ----- 92
第 6 章	実現方策
6-2	今後の課題 ----- 115

序 章 調査の大綱

序一 1 調査の目的

福岡町都市計画マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）は、町の建設に関する基本構想である福岡町総合計画並びに都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）の内容に即して定めるものとする。

福岡町都市計画マスタープランは、福岡町における地域の実情を十分に把握した上で、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体的な都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿を具体的明示し、地域の課題と整備方針等を明らかにすることを目的とするものであり、都市計画法第18条の2に示された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となるものである。



序一 2 目標年次

本町のマスタープランの目標年次は概ね20年後（平成32年）の長期的な視野にたって将来のあるべき姿を明確にし、実現に向けてより具体的な施策、事業を展開していくものとして、中間年次を平成22年に設定する。

序一 3 作業フロー

作成にあたっては、以下の作業フローにて作業を進めていくこととし、各関係機関との協議として委員会の開催を行う他、住民の意見反映として町総合計画策定時に行われたアンケート結果の利用や中心市街地活性化基本計画で行われたまちづくり協議会の意見も参考にしながら行うこととする。

